

坂町第 7 期分別収集計画

平成 2 5 年 6 月

目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	2
3	計画期間	2
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び 当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量 及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物 の量の見込み (法第8条第2項第4号)	4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量 及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物 の量の見込みの算定方法	4
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	5
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	5
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	6

坂町分別収集計画

1 計画策定の意義

本町は広島県の南西部、安芸地方の北西に位置し、広島市と呉市に隣接している。近年、広島都市圏東部地区の新たな拠点となる平成ヶ浜地区及びその周辺においては、公共公益施設、教育・文化施設、住宅地、商工業施設、公園・緑地を配し、機能的で均衡のとれた都市構造の形成を目指し重点的な整備を推進している。

一方、今日の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動及び生活様式が原因となって、有史以来初めて地球規模での資源や環境の限界が見えつつあるとの共通認識を抱くに至っており、自らの社会や生活を改めて問いただす必要に迫られている。

このような背景の中、これ以上の環境への負荷を厳しく抑えるため、ごみの発生を極力抑え、それでもやむなく発生したごみは、価値ある貴重な資源であるとの認識のもと、再利用・再資源化を推進し、又、エネルギーとしての活用を図るなど、「ごみゼロ社会・資源循環型社会」を形成していく必要がある。

本町においては、平成14年度、安芸郡4町で構成される広域体制のもと、ごみエネルギーを利用した低公害・高リサイクルの次世代型可燃ごみ焼却施設「安芸クリーンセンター」を建設し、焼却施設稼働後には坂町清掃センター跡地にごみの資源化・リサイクル化・最終処分量の削減を推進するため、資源ごみ等の中間処理及び一時保管施設として「リサイクルセンター坂」を建設した。また、平成21年10月1日から広島県内一斉に実施されたレジ袋の無料配布中止に併せ、町制施行60周年記念事業の記念品としてマイバッグを1年前倒しして町内全世帯に配付し、ゴミ収集量を年間31t、二酸化炭素を年間22tの削減を図っている。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第8条に基づき、一般廃棄物のうち容器包装廃棄物を分別収集し、最終処分量を削減する目的で町民・事業者・町が一体となり、各々の立場に応じた公平な役割を果たし、「坂町方式」と呼ばれる資源の分別収集システムを構築するために取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、より安全で快適な生活環境づくりを目指すとともにごみゼロ社会・資源循環型社会の形成を図るものである。

2 基本的方向

- (1) ごみ排出抑制とリサイクルを主とした循環型社会の構築
- (2) 町民・事業者・町の三者が一体となった排出抑制・資源化の促進
- (3) 廃棄物の適正処理を推進し、環境を保全

3 計画期間

本計画は、平成26年4月を始期とする5か年計画とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、アルミ製容器、スチール製容器、ガラス製容器（茶色、無色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

項目	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
容器包装廃棄物	277 t	275 t	273 t	271 t	268 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制のために、町民・事業者・町が一体となり、各々の立場に応じた公平な役割を果たすために、相互に協力・連携を図り、次の責務を実践する。

町民の責務

- ・ごみになる物は、できるだけ買わない
- ・買い物袋の持参
- ・過剰包装を断る
- ・使い捨て商品の購入・使用の自粛
- ・ものを大切に作る心掛け
- ・ライフスタイルを見直し、省エネ、省資源を実践
- ・リサイクル商品を購入
- ・リターナブルびん製品を購入
- ・排出時に分別を徹底

事業者の責務

- ・ 過剰包装の抑制
- ・ ビニール袋配布の抑制
- ・ ばら売り、はだか売りの工夫
- ・ 事業者内でのリサイクル商品の使用
- ・ 事業ごみの減量化・資源化の推進

町の責務

- ・ ごみ教育・環境教育の充実
- ・ リサイクルに関する情報の提供
- ・ 啓発事業の実施
- ・ 不要品交換ルートの確保
- ・ 庁舎内でのリサイクル商品の使用
- ・ 庁舎内のごみ減量化・資源化の推進

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	
主としてアルミ製の容器		缶類	アルミ缶
主としてスチール製の容器			スチール缶
主として ガラス製 の容器	茶色のガラス製容器	びん類	茶色びん
	無色のガラス製容器		無色びん
	その他のガラス製容器		緑色びん
			その他びん
主として段ボール製の容器		段ボール	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが使用されているものを除く)		紙パック	
主としてポリエチレンテレフタレート (PET) 製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの		ペットボトル	
主としてプラスチック製の容器包装であってペットボトル以外のもの		白色の発泡スチロール製食品トレイ (以下白色トレイと表記)	

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)

区分	26年度		27年度		28年度		29年度		30年度	
主としてアルミ製の容器	23t		23t		23t		23t		23t	
主としてスチール製の容器	19t		19t		19t		19t		18t	
茶色のガラス製容器	(合計) 39t		(合計) 39t		(合計) 38t		(合計) 38t		(合計) 37t	
	(引渡) 39t	(独自処理) t	(引渡) 39t	(独自処理) t	(引渡) 38t	(独自処理) t	(引渡) 38t	(独自処理) t	(引渡) 37t	(独自処理) t
無色のガラス製容器	(合計) 42t		(合計) 42t		(合計) 42t		(合計) 41t		(合計) 41t	
	(引渡) 42t	(独自処理) t	(引渡) 42t	(独自処理) t	(引渡) 42t	(独自処理) t	(引渡) 41t	(独自処理) t	(引渡) 41t	(独自処理) t
その他のガラス製容器	(合計) 16t		(合計) 16t		(合計) 16t		(合計) 16t		(合計) 16t	
	(引渡) 16t	(独自処理) t	(引渡) 16t	(独自処理) t	(引渡) 16t	(独自処理) t	(引渡) 16t	(独自処理) t	(引渡) 16t	(独自処理) t
主として段ボール製の容器	85t		85t		84t		83t		82t	
主として紙製の容器であって、飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	4t		4t		4t		4t		4t	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器包装であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 22t		(合計) 22t		(合計) 22t		(合計) 22t		(合計) 22t	
	(引渡) 22t	(独自処理) t	(引渡) 22t	(独自処理) t	(引渡) 22t	(独自処理) t	(引渡) 22t	(独自処理) t	(引渡) 22t	(独自処理) t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 1t		(合計) 1t		(合計) 1t		(合計) 1t		(合計) 1t	
	(引渡) 1t	(独自処理) t	(引渡) 1t	(独自処理) t	(引渡) 1t	(独自処理) t	(引渡) 1t	(独自処理) t	(引渡) 1t	(独自処理) t
(うち白色トレイ)	(合計) 1t		(合計) 1t		(合計) 1t		(合計) 1t		(合計) 1t	
	(引渡) 1t	(独自処理) t	(引渡) 1t	(独自処理) t	(引渡) 1t	(独自処理) t	(引渡) 1t	(独自処理) t	(引渡) 1t	(独自処理) t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{人口推計} \div \text{直近年度の人口} \times \text{分別基準適合物等の収集実績}$$

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
13,183 人 (対前年度比) 99.2%	13,070 人 (対前年度比) 99.1%	12,955 人 (対前年度比) 99.1%	12,838 人 (対前年度比) 99.1%	12,722 人 (対前年度比) 99.1%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法 第 8 条 第 2 項 第 5 号)

分別の区分		選別	収集・運搬	保管
缶類	アルミ缶	住 民	直 営 又は 委 託	直 営 (缶、ペット ボトルの み選別圧 縮)
	スチール缶			
びん類	茶色びん			
	無色びん			
	その他のびん			
段ボール				
紙パック				
ペットボトル				
白色トレイ				

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法 第 8 条 第 2 項 第 6 号)

分別の区分		収集容器	収集車	中間処理
缶類	アルミ缶	プラスチック	深ボディ車	プレス後保管
	スチール缶			
びん類	茶色びん			コンテナ
	無色びん			
	その他のびん			
段ボール		ひもかけ		
紙パック				
ペットボトル		指定袋	プレス後保管	
白色トレイ			資源倉庫保管	

1 2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- 1 新たに容器包装廃棄物を分別収集する場合には、現行の収集体制の見直しを図るとともに、新たな収集方法を検討する。
- 2 分別回収率の向上のため、収集日、収集場所等収集体制の見直しが必要な場合には、適宜検討を行う。